

# 第175回 定時株主総会 招集ご通知

2021年4月1日

2022年3月31日

開催  
日時

2022年6月29日（水曜日）  
午前10時

開催  
場所

東京都足立区千住緑町一丁目1番1号  
当社本店1階ホール

決議  
事項

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 補欠取締役1名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 7932  
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都足立区千住緑町一丁目1番1号

株式会社 **ニッピ**

代表取締役社長 河 村 桂 作

## 第175回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第175回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえまして、**株主様の安全及び感染拡大防止のため、株主様には可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、後記の株主総会参考書類（5～10頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（3～4頁）に従いまして、2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都足立区千住緑町一丁目1番1号 当社本店1階ホール
  3. 会議の目的事項
    - 報告事項 1.第175期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    - 2.第175期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件
  - 第4号議案 補欠取締役1名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.nippi-inc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記記載の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について■

第175回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。
- ・会場入口付近で、ご来場の株主様の検温を実施させていただき、発熱が確認された方や体調不良と見受けられる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・会場の座席は従来よりも間隔を空けて配置させていただくことから、ご用意できる席数が前年と同様に減少しております。
- ・お土産の配布は、行っておりません。

最新の情報は、当社ウェブサイト (<https://www.nippi-inc.co.jp/>) をご確認ください。

## 議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書面（郵送）又はインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により  
議決権をご行使される場合

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネットにより  
議決権をご行使される場合

行使期限

2022年6月28日（火曜日）  
午後5時20分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

### 株主総会にご出席される場合



開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催場所

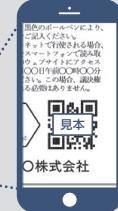
東京都足立区千住緑町一丁目1番1号  
当社本店1階ホール

# インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

## 1 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です。



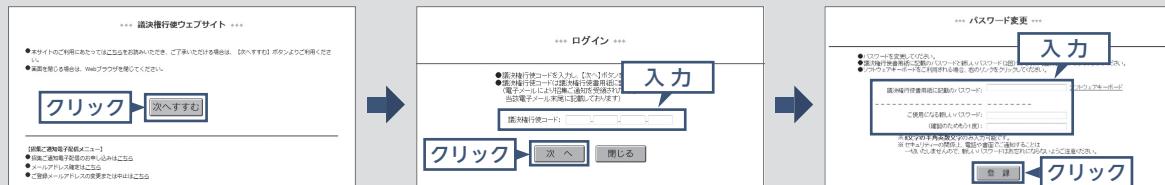
「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

## 2 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ！ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記②に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

■ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

☎ **0120-768-524** (年末年始 9:00~21:00) を除く

■ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、安定した配当の継続を勘案し、期末配当金として、次のとおりとさせていただきます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき60円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、172,563,300円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>            第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>（電子提供措置等）</u>            第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。            2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役吉田安氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> よし だ やすし 吉 田 安 (1948年1月28日生)	1971年4月 大倉商事株式会社入社 1998年11月 大鳳商事株式会社入社 2003年5月 大鳳商事株式会社取締役 2005年5月 大鳳商事株式会社常務取締役 2014年6月 当社常勤監査役(現在) 2014年6月 ニッピコラーゲン工業株式会社監査役 2015年6月 株式会社ニッピコラーゲン化粧品監査役(現在) 2015年6月 株式会社ニッピ・フジタ監査役(現在) 2015年6月 鳳凰事業株式会社監査役  重要な兼職の状況 なし	1,200株
〈監査役候補者とした理由〉 吉田安氏は、当社子会社の大鳳商事株式会社の経理部門に長年在籍し、2003年5月から2014年5月まで取締役及び常務取締役として経理部門を担当しており、経営及び財務・会計に関する知見を有しております。これらの豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 吉田安氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉田安氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、本議案が承認され、同氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用・損害賠償金等にかかる経済的損害を当該保険契約により補填することとしております。吉田安氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠取締役1名選任の件

取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おかもと ひでお 岡本英男 (1951年2月2日生)	1983年4月 東北学院大学経済学部専任講師 1984年4月 東北学院大学経済学部助教授 1991年4月 東北学院大学経済学部教授 1997年4月 東京経済大学経済学部教授 2014年4月 東京経済大学経済学部長 2018年4月 東京経済大学学長（現在）  重要な兼職の状況 東京経済大学 学長	0株
<p>〈補欠社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〉</p> <p>岡本英男氏は、長く教育研究の場に携わり、財政学を専攻してまいりました。2018年より東京経済大学学長に就任しております。経済学の専門的見地から、当社社外取締役として客観的な視点で独立性をもって経営へ参画していただき、当社経営の妥当性及び適正の判断をいただけるものと期待しております。過去に会社経営の経験はありませんが、これまで培ってこられた高い見識と大学組織マネジメントの経験等を当社の経営に活かしていただけるものと考え、補欠社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		

- (注)
1. 岡本英男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 岡本英男氏は、補欠社外取締役候補者であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
  3. 岡本英男氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
  4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用・損害賠償金等にかかる経済的損害を当該保険契約により補填することとしております。岡本英男氏が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
藤井 哲哉 (1952年1月28日生)	1976年4月 東京ガス株式会社入社 2004年4月 同社監査部長 2011年10月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構監事 2014年7月 東京ガスライフバルE-DO株式会社監査役 2014年7月 東京ガスライフバル多摩中央株式会社監査役 2014年7月 東京ガスライフバル南多摩株式会社監査役 2015年7月 東京ガスリックリビング株式会社監査役 2016年7月 東京ガスエスネット株式会社監査役 2017年7月 東京ガスエネットワーク株式会社監査役 2017年7月 東京ガスプラスホールディング株式会社監査役 重要な兼職の状況 なし	0株
〈補欠社外監査役候補者とした理由〉 藤井哲哉氏は、監査業務の豊富な実務経験に基づく高い見識を有しており、当社経営の妥当性・適正性を確保する役割を果たしていただけると判断し、補欠監査役として選任をお願いするものです。		

- (注)
- 藤井哲哉氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 藤井哲哉氏は、補欠社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出を行う予定であります。
  - 藤井哲哉氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
  - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる訴訟費用・損害賠償金等にかかる経済的損害を当該保険契約により補填することとしております。藤井哲哉氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の度重なる流行の影響により先行きの不透明な状況が続きました。このような環境下における企業業績は、コロナ禍による厳しい影響を受ける業界がある一方で、ウィズコロナに適応し世界経済の回復基調に伴い徐々に盛り返している業界もあるなど、業種間の業績格差が広がっております。

当社グループにおきましても、リモートワークの進展や活動制限の影響を受けている皮革産業や外食産業において、引き続き非常に厳しい状況で推移しました。一方、健康食品産業につきましては、健康志向の高まりを背景に順調に売上を拡大しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、39,349百万円（前期比10.5%増）、営業利益は、1,759百万円（同101.1%増）、経常利益は、1,776百万円（同110.8%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、1,144百万円（同72.9%減）となりました。

#### (2) 部門別の営業状況

##### ① コラーゲン・ケーシング事業

製造原価は、原料及びエネルギーコストの高騰により増大しました。国内販売は、コロナ禍における新規開発案件の進行鈍化やイベント縮小などの影響を受けて苦戦しましたが、営業活動を強化し競合他社からのシェア奪還と既存商権拡大に努め堅調に推移しました。輸出販売は、段階的に取組んできた価格改定が実を結び、また、為替の影響もあり好調に推移しました。

この結果、コラーゲン・ケーシング事業の売上高は、8,879百万円（前期比7.4%増）、営業利益は、1,279百万円（同23.6%増）となりました。

##### ② ゼラチン関連事業

ゼラチンは、コロナ禍においてもグミキャンディ、ソフトキャンディ及びカプセル用途の需要は安定しており、惣菜用途も活動制限の緩和に伴って回復し増収となりました。ペプタイドは、国内インバウンド需要激減の影響はあるものの、コロナ禍の健康志向増大を

背景に健康食品用途は好調に推移しました。輸出版売は、感染症拡大により一部の海外経済活動に鈍化が見られましたが、北米等への出荷が増加しました。利益面については、原料価格の高騰の影響を受けて苦戦したものの、前連結会計年度に比べて改善しました。

この結果、ゼラチン関連事業の売上高は、10,385百万円（前期比13.9%増）、営業利益は、566百万円（同107.1%増）となりました。

### ③ 化粧品関連事業

化粧品は、コロナ禍の影響下においても前期並みに推移しました。健康食品は、健康志向の高まりと通信販売の優位性を背景に「ニッピコラーゲン100」が好調に推移しました。

この結果、化粧品関連事業の売上高は、6,012百万円（前期比15.5%増）、営業利益は、725百万円（同79.2%増）となりました。

### ④ 皮革関連事業

靴・袋物用革は、コロナ禍の活動制限緩和による持ち直しが期待されましたが、ワークスタイルの多様化等の影響により革靴の市場規模全体が縮小傾向にあり、きわめて厳しい環境が続きました。車輻用革は、自動車生産量の回復に伴い売上の持ち直しが見られたものの、世界的な原料価格の高騰により収益面で非常に厳しい状況となりました。

この結果、皮革関連事業の売上高は、6,324百万円（前期比22.2%増）、営業損失は、133百万円（同107.7%増）となりました。

### ⑤ 賃貸・不動産事業

東京都足立区の土地賃貸事業は、大規模商業施設、保育所、フットサルコート、駐車場、仮設学校用地として有効活用を図っております。また、大阪府大阪市の土地賃貸事業は、中央区心斎橋において商業施設用地として有効活用を図るほか、浪速区なんばのホテル及びオフィス棟建設工事は順調に進捗し、新規事業に向けた開発計画を着実に推進しております。

この結果、賃貸・不動産事業の売上高は、856百万円（前期比16.8%増）、営業利益は、650百万円（同19.8%増）となりました。

### ⑥ 食品その他事業

有機穀物は、コンテナ不足による物流の滞りにより減収となりました。イタリア輸入食材は、活動制限の緩和に伴い復調傾向がみられたものの、海外の加工メーカーがロックダウンにより操業停止となるなどの影響もあり減収となりました。バイオ関連は、iMatrixシリーズの医療用販売は鈍化したものの、試薬用については国内外ともに堅調に推移しました。ケミカル関連は、リンカー製品が順調に推移しました。

この結果、食品その他事業の売上高は、6,890百万円（前期比2.9%減）、営業利益は、181百万円（同8.0%増）となりました。

### (3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額は、460百万円となりました。その主なものは、コーラゲン・ケーシング製造設備104百万円、ゼラチン・ペプタイド製造設備24百万円、化粧品・健康食品事業関連設備39百万円、バイオ・ケミカル事業部製造及び研究設備122百万円、バイオマトリックス研究所研究設備30百万円、車両運搬具39百万円などであり、銀行借入及び自己資金で賄いました。なお、設備投資の総額には消費税等は含まれておりません。また、同総額は有形及び無形固定資産受入ベースの数値であります。

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症が減速傾向となり活動制限が緩和されたことにより、個人消費を中心に景気は回復基調ではあるものの、先進各国の金融政策が引き締めへ転じ、世界経済の回復に水を差す懸念が生じております。また、ウクライナ情勢悪化などによる世界的な資源価格高騰、金融市場の動揺などが国内景気下振れの要因としても懸念され先行きは予断を許さない状況で推移しております。

このような環境のもと当社グループは、引き続き生産性の向上に注力し、競争力のある商品づくりに取組むとともに社会全体の変容に対応しながら、市場ニーズを的確に捉えた高付加価値商品を投入し、収益基盤の拡充を図ってまいります。

コーラゲン・ケーシング事業におきましては、コロナ禍における需要の落ち込みは回復傾向にあるものの、競合他社の牙城を崩すには至っておりません。原材料や燃料、運賃等のコストの上昇が進み、価格競争は一層厳しくなることが予測されることから、広報活動に積極的に取組み「ニッピブランド」を周知することで国内唯一のコーラゲン・ケーシングメーカーとしての付加価値を高め、拡販に努めてまいります。また、一層激化する他社の攻勢に対応するため、製造工程の見直しや創意工夫を実施し製造費用の低減を推し進め、収益力の確保に注力してまいります。

ゼラチン関連事業におきましては、国内の健康食品、菓子市場は回復してきているものの、原料価格の高騰や運送コストの上昇などにより、利益確保が困難となることが予測されます。由来原料の見直しや不採算案件からの撤退、価格改定等に取り組み収益性の改善に努めるとともに、ペプタイド需要が高い海外市場では、展示会や広告による販売強化に努めてまいります。また、継続的なエビデンスの取得に取り組み、特定のユーザーや機能性に焦点を当てた素材開発を推進することで新たな市場開拓に注力してまいります。

化粧品関連事業におきましては、通信販売市場が引き続き拡大する一方で、大手企業の攻勢や他業種からの参入により競争が激化しております。当社は、引き続きコーラゲン原料メーカーとしての強みを活かして他社との差別化を図るとともに、ニーズに呼応した商品開発に注力して顧客満足度の向上と新規顧客の獲得を目指してまいります。

皮革関連事業におきましては、靴・袋物部門は、市場規模全体が縮小傾向にある中で、コロナ禍における生活様式多様化等の影響もあり、きわめて厳しい状況にあります。引き続き在庫管理体制を見直すとともに、新たな販売戦略の構築に取り組んでまいります。車輻部門

は、自動車産業の回復に伴う需要の回復が期待されるものの、世界的な原料価格高騰や感染再拡大による経済活動の停滞が不安要素となっております。コスト軽減を実現するため、使用原材料の見直しや新しい加工技術の確立などに注力し受注の回復と収益の改善を図ってまいります。

賃貸・不動産事業におきましては、当社が参画している「千住大橋駅周辺地区まちづくり計画」は順調に推移しております。引き続き、同地区の認知度向上を図り、資産価値の向上に取り組んでまいります。また、大阪市の土地賃貸事業についても順調に推移しており、浪速区における再開発事業は計画どおりに進捗しております。当社は、先行きが不透明な状況が続く中でも採算性を確保するとともに、事業収益の最大化を目指して有効活用を図ってまいります。

食品その他事業におきましては、イタリア食材部門においては、活動制限の緩和により売上回復が期待されます。引き続き小売販売や通信販売事業などを通じて新規顧客の獲得に注力してまいります。有機穀物の貿易部門におきましては、安定的な需要があると予測しているものの、天候不順や地政学的リスクの高まりによる商材価格の上昇、輸入為替の変動、コンテナ不足などの影響が懸念されます。海外サプライヤーとの連携を密にし、引き続き供給体制の維持に努めてまいります。バイオ関連部門におきましては、再生医療分野は今後も着実に伸長するものと想定しており、同分野に引き続き注力してまいります。

当社グループは、社会的責任を果たすことが企業継続の基礎であると認識し、法令・諸規程等の遵守に努め、公正かつ適切な経営の実現に取り組んでおります。SDGsをはじめとする社会課題に対応することは、当社グループにおける重要な経営課題の一つであると認識し、取締役を委員長とするサステナビリティ委員会を立ち上げました。

今後、当社におけるサステナブルな取り組みを推し進めるとともに、コンプライアンスの徹底や、コーポレートガバナンス・コードに基づく経営体制の強化、地球温暖化防止への取り組み、人権への配慮や多様性の確保といった活動を通じて、ステークホルダーの皆様からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

項 目		期 別	第172期 (2018.4.1～ 2019.3.31)	第173期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第174期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第175期 (2021.4.1～ 2022.3.31)
売上高 (百万円)			43,651	42,410	35,595	39,349
経常利益 (百万円)			843	1,733	842	1,776
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)			172	1,271	4,219	1,144
1株 当 た り	当期純利益 (円)		59.84	441.90	1,467.11	397.95
	純資産 (円)		9,527.35	9,731.20	11,268.74	11,617.32
総資産 (百万円)			67,910	67,652	69,410	68,417
純資産 (百万円)			27,907	28,528	32,966	33,996

### 売上高

(百万円)



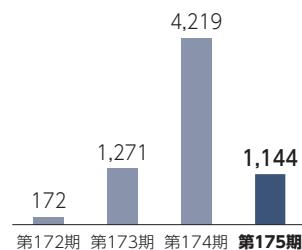
### 経常利益

(百万円)



### 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



### 1株当たり当期純利益

(円)



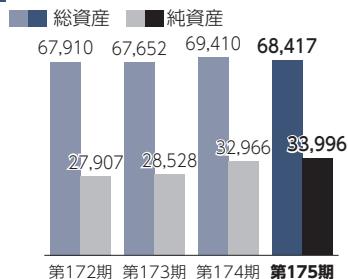
### 1株当たり純資産

(円)



### 総資産／純資産

(百万円)



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ニッピコラーゲン化粧品	450	100.0	化粧品、健康食品の販売
株式会社ニッピ・フジタ	100	88.5	皮革製品の仕入販売
大鳳商事株式会社	90	82.1	貿易業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はございません。

## (7) 主要な事業内容

コラーゲン製品、ゼラチン製品、コラーゲン化粧品、皮革製品、健康食品等の製造販売を主な内容とし、貿易関連、不動産管理その他の事業活動を展開しております。

コラーゲン製品：ソーセージ用コラーゲン・ケーシング、化粧品用コラーゲン等

ゼラチン製品：医薬用・食品用・写真用・工業用ゼラチン及びペプチド等

化粧品・健康食品：コラーゲンを主成分とした化粧品、健康食品等

皮革製品：車輛用革、靴製品等

賃貸・不動産：社有不動産の賃貸

食品その他：食材、有機農産物等の食品、BSE検査キット、  
バイオ製品(iMatrixシリーズ等)、化成品(Vフォーム)、  
リンカー製品(塗装用マスキングフィルム等)等

## (8) 主要な事業所、営業所及び工場

株式会社ニッピ	本 店	東京都足立区
	研 究 所	茨城県取手市
	工 場	静岡県富士宮市（3拠点）
株式会社ニッピコラーゲン化粧品(子会社)	本 店	東京都足立区
大鳳商事株式会社(子会社)	本 店	東京都中央区
株式会社ニッピ・フジタ(子会社)	本 店	東京都台東区

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
602名	4名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員195名(嘱託社員、パートタイマー、派遣社員)は含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	337名	—	40.48歳	17.33年
女 子	98名	2名増	35.68歳	11.97年
合計又は平均	435名	2名増	39.40歳	16.12年

(注) 上記従業員数には、出向社員17名を含んでおります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,479
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,420
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,155
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,101
株 式 会 社 り そ な 銀 行	996
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	765

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 11,550,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,876,055株 (自己株式12,945株を除く)  
 (3) 株 主 数 3,087名  
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 リ ー ガ ル コ ー ポ レ ー シ ョ ン	415	14.45
大 成 建 設 株 式 会 社	222	7.74
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	118	4.12
中 央 建 物 株 式 会 社	116	4.05
東 京 建 物 株 式 会 社	100	3.48
株 式 会 社 S B I 証 券	93	3.25
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	92	3.22
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	70	2.46
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	69	2.43
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	60	2.09

千株

%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	伊 藤 隆 男	大鳳商事株式会社代表取締役社長 大倉フーズ株式会社代表取締役会長 ニッピ都市開発株式会社代表取締役会長 日本皮革株式会社代表取締役 中央建物株式会社社外取締役
代表取締役 社 長	河 村 桂 作	株式会社ニッピ・フジタ代表取締役社長 Nippi (Thailand) Co.,Ltd.代表取締役社長 株式会社ボーグ代表取締役社長 株式会社日本コラーゲン代表取締役社長 一般財団法人日本皮革研究所理事長
常務取締役	小 林 祥 彦	コラーゲン・ケーシング製造設備開発・バイオマトリックス研究所担当
取 締 役	井 上 善 之	経理部長・総務部・皮革事業部・財務部門担当 日皮(上海)貿易有限公司董事長
取 締 役	塚 田 幸 宏	ゼラチン事業部担当 NIPPI COLLAGEN NA INC.取締役社長
取 締 役	深 澤 幸 洋	コラーゲン事業部芝川工場長、コラーゲン事業部製造部門担当
取 締 役	伊 藤 裕 子	経営企画室長、化粧品・健康食品事業部・関係会社・知財担当 株式会社ニッピコラーゲン化粧品代表取締役社長
取 締 役	村 上 勝 彦	東京経済大学名誉教授 公益財団法人大倉文化財団理事長
常勤監査役	伊 藤 政 人	
常勤監査役	吉 田 安	
監 査 役	早 山 徹	NPO法人リアルタイム地震・防災情報利用協議会会長
監 査 役	大 倉 喜 彦	中央建物株式会社代表取締役社長 株式会社リーガルコーポレーション社外監査役 株式会社ホテルオークラ取締役会長

- (注) 1. 取締役塚田幸宏、深澤幸洋、伊藤裕子の三氏は、2021年6月29日開催の第174回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役橋爪秀知、大浦顕逸の両氏は、2021年6月29日開催の第174回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
3. 常勤監査役伊藤政人氏は、2021年6月29日開催の第174回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
4. 常勤監査役吉田安氏は、当社子会社の大鳳商事株式会社の経理部門に長年在籍し、2003年5月から2014年5月まで取締役及び常務取締役として経理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役村上勝彦氏は、社外取締役であります。
6. 監査役のうち、早山徹、大倉喜彦の両氏は、社外監査役であります。
7. 取締役村上勝彦、監査役大倉喜彦の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届出ております。
8. 代表取締役社長河村桂作氏は、当社非連結子会社であった株式会社日本コラーゲンの代表取締役を兼職しておりましたが、2022年3月31日付で同社が解散されたことに伴い、同氏は同社代表取締役社長を退任しております。

## (2) 取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

取締役の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

地位	氏名	性別	管掌分野	取締役が有している主要な専門性と経験					
				企業 経営	製造技術 研究開発	マーケ ティング 営業	財務 ファイ ナンス	法務 コンプラ ガバナンス	海外
代表 取締役 会長	伊藤 隆 男	男		○	○				○
代表 取締役 社長	河村 桂 作	男		○			○	○	○
常務 取締役	小林 祥 彦	男	コラーゲン・ケーシング製造設備開発・ バイオマトリックス研究担当	○	○	○			○
取締役	井上 善 之	男	経理部長、 総務部・皮革事業部・財務部門担当	○			○	○	
取締役	塚田 幸 宏	男	ゼラチン事業部担当			○			
取締役	深澤 幸 洋	男	コラーゲン事業部芝川工場長、 コラーゲン事業部製造部門担当		○				
取締役	伊藤 裕 子	女	経営企画室長、 化粧品・健康食品事業部・ 関係会社・知的財産担当	○		○			○
社外 取締役	村上 勝 彦	男		○			○	○	

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役村上勝彦氏、社外監査役早山徹氏、大倉喜彦氏、監査役伊藤政人氏及び吉田安氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は優れた人材の確保及び職務執行の萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、以下の内容を概要として保険会社との間で締結しております。

#### ① 被保険者の範囲

当社の取締役及び監査役全員

#### ② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### ③ 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も含め、被保険者である役員等が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合等、一定の免責事由があります。

### (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会決議により定めており、その内容は以下のとおりです。

##### a 基本方針

- ・各役員の役割及び責任に応じた報酬体系を整備し運用することにより、ステークホルダーに対し透明性と公平性を確保します。
- ・業務を執行する役員の業績向上意欲を高め、中長期的な企業価値の向上に資することにより、ステークホルダーと利益を共有するものとします。
- ・報酬体系とその水準は、当社の業績を基本とし、経済情勢等を勘案して見直しを行います。

##### b 報酬体系

取締役の報酬は、月次で支給する基本報酬と短期の会社業績に連動する短期業績連動報酬、退任時に支給する退職慰労金で構成しております。なお、年間の報酬を100としたとき、基本報酬と短期業績連動報酬はおおむね75：25を基準とします。

##### ・基本報酬

内規に基づき、各取締役の職責や役位、在位に応じて月次で金銭支給します。

##### ・短期業績連動報酬（賞与）

短期業績連動報酬の額の算定基礎として選定した業績指標の内容は、連結及び単体の売上高、経常利益、当期純利益等であり、事業環境等の外的要因を含め総合的に評価

を行います。また、当該業績指標を選定した理由は事業の成績等を表す指標であり、取締役の業績向上意欲を高めるためには重要な指標であると認識しているためであります。短期業績連動報酬の額の算定方法は、業績指標に対する評価に連動し、各取締役の業績への貢献度等を加味して7月、12月に金銭支給します。なお、当事業年度を含む業績指標の推移は、1. (5)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

・退職慰労金

内規に基づき在任期間、役位に応じた基準額に、在任期間にわたる当社業績に対する貢献度を加味し、株主総会にて支給を決定し退任時に金銭支給します。

※社外取締役は業務執行から独立した立場で監督・助言を行うため、短期業績連動報酬とはなじまないため、今後は固定報酬のみとすることを検討してまいります。

② 報酬決定の手続き

・取締役の報酬は、取締役会で連結及び単体の業績指標等を対計画・対前年度、経営環境等の観点から分析、評価し基準を確定したのち、取締役会から委任された代表取締役社長が、第160回定時株主総会で承認された総額の範囲内で決定します。

・監査役の報酬は、第160回定時株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第160回定時株主総会において、年額2億5千万円以内（うち、社外取締役年額1千万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は9名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第160回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長河村桂作が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は内規に基づき算定された基本報酬に対し、各取締役の業績に応じた貢献度を評価し最終の報酬を決定します。

これらの権限を委任した理由は、個人別の業績に応じた貢献度の評価を行うには、取締役会の場合ではなじまないと判断しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、評価基準の決定を行っており最終の報酬決定に対し、内規から逸脱していないかの監督をする等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	214 ( 6)	147 ( 4)	35 ( 1)	31 ( 0)	10 ( 1)
監査役 (うち社外監査役)	50 ( 19)	44 (18)	— (—)	6 ( 1)	4 ( 2)
合計 (うち社外役員)	265 ( 26)	192 ( 22)	35 ( 1)	37 ( 2)	14 ( 3)

- (注) 1. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。  
 2. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。  
 3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。  
 4. 上記報酬額のほか、2021年6月29日開催の第174回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して31百万円を支給しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 村上勝彦氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人大倉文化財団の理事長であります。同法人は当社の株主であるほか特別の利害関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席し、経済学者として培ってこられた高い見識と豊富な経験から、議案の審議に必要な意見を述べられました。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

各議案の審議に対する意見を独立性をもった客観的な立場から述べられたほか、取締役の業務執行について、その妥当性や適正等の監督に努められました。

② 監査役 早山徹氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

NPO法人リアルタイム地震・防災情報利用協議会の会長であります。同法人と当社との間に特別の利害関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に17回開催された取締役会、6回開催された監査役会の全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な意見を述べられました。

③ 監査役 大倉喜彦氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中央建物株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社の株主であるほか特別の利害関係はございません。なお、当社代表取締役会長伊藤隆男氏は、同社の社外取締役を兼務しております。

株式会社リーガルコーポレーションの社外監査役であります。同社は当社の主要株主(自己株式を除く持株比率14.45%)であります。

株式会社ホテルオークラの取締役会長であります。同社は当社の株主であるほか特別の利害関係はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会17回中15回、6回開催された監査役会の全てに出席し、会社経営の豊富な経験と幅広い見識から、議案の審議に必要な意見を述べられました。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
② 当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬額	－百万円
③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社及び当社子会社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項及びその運用状況の概要は次のとおりであります。

当社グループは、企業価値の向上に継続的に取り組み、社会的貢献と企業の利益創出の同時実現を通して、社会の信頼を確保することを経営理念とする。

これを実現するために、

- ① 当社グループは、永年培った技術開発力をベースに、「お客様ニーズ」に合致する高品質の製品を提供し、「顧客満足度」を高めることで、中長期的成長の持続を目指す。
- ② 当社グループは、社会的責任を果たすことが企業継続の基礎と認識し、法令・諸規程等の遵守に努め、公正かつ適切な経営の実現を図る。
- ③ 当社グループは、意思決定プロセスの明確化と意思決定の迅速化に努める。

### (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行すべく、リスクマネジメント委員会が取締役及び使用人に対するコンプライアンス体制の強化を図る。また、リスクマネジメント委員会は業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況を定期的に取り締役会及び監査役に報告する。
- ② 法令上疑義のある行為等が報告された場合、取締役会は報告された事実に対する調査を行い適切な対策を講じるとともに、その内容を当社グループ全体に周知徹底する。
- ③ リスクマネジメント委員会は、企業倫理規範及びコンプライアンス体制に係る規程として制定した、当社企業グループ共通の「私たちの行動規準」の周知徹底のため、当社グループ内におけるコンプライアンスの教育・啓発に努める。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役又は使用人の職務執行に係る重要な決定事項、議事録並びに情報等は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程に従い、適切に保存し管理する。
- ② 取締役及び監査役は常時これを閲覧できる体制をとる。

### (3) 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門長が行い、適宜リスクマネジメント委員会に報告し、リスクマネジメント委員会が、組織横断的リスク状況の把握、分析、監視を行い、リスクの未然防止を図る。
- ② 取締役会は、大地震、大規模災害その他事業を継続する上での有事に際しては、取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」が迅速に機能する態勢を整備する。
- ③ 安全・衛生、環境、防火・防災、犯罪等リスクを専管する組織として「安全衛生委員会」を定期的開催し、課題の把握、対応策の確認並びに全社への情報伝達を行う。ま

た、リスク度の高い案件についてはリスクマネジメント委員会へ報告を行う。

- ④ 法令違反その他の事由により損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、又は、経営に重大な影響を及ぼす案件が発生した場合には、管理部門管掌役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切に対処を図る。

#### (4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき、必要な決定と業務の執行を行う。
- ② 取締役会の意思決定の妥当性と客観性を高めるため、社外取締役を置く。
- ③ 取締役・執行役員を構成員とする経営会議を定期的で開催し、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ④ 業務の運営については、中長期経営計画及び経営計画に基づく年度予算を策定し、全社的業績目標と予算の設定を行う。各部門においては、その目標を達成するための具策を立案し実行する。また、その結果については、毎月の経営会議で報告フォローする。
- ⑤ 日常の業務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲がなされ、各部門・レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

#### (5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、社会的責任を果たしていく上で不可欠なコンプライアンス意識を、当社グループ共通のものとするため、「私たちの行動規準」の周知徹底を図ることに加え、当社グループの企業集団として業務の適正と効率性を確保するため、グループ各社より、適宜、取締役会議事録等の経営資料の徴求及び営業成績、財務状況その他重要な情報について、定期的に報告を受ける等、経営状況の把握を行うとともに、経営管理及び内部統制に関する指導・助言の充実に努める。
- ② 当社グループのセグメント別事業に関し責任を負う取締役を任命し、グループ会社を含め、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与し、報告を求めるなど、これらを横断的に統括推進する。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重するとともに毎月定期的で開催される経営会議で、重要案件についての協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保するものとする。
- ④ 子会社において、法令等に違反又はその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のリスクマネジメント委員会に報告する体制を構築する。
- ⑤ 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制を構築する。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会はその具体

的人選等につき監査役と協議の上、当該使用人を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役を補助すべき使用人の職務執行については、取締役等の指揮命令からの独立性を確保し、また、同使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役より受けたその監査役の職務に必要な範囲内において、取締役、他の使用人の指揮命令は受けないこととする。

(8) 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 当社及び当社グループの取締役又は使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、又はその恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス及びリスク管理状況等を随時報告する。
- ② 監査役に対し、前項に定める報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることがないように取組むこととする。
- ③ 常勤監査役は、取締役会、経営会議等重要会議に全て出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類等の閲覧、業務執行状況の聴取等を随時行い、取締役の職務執行監視体制を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役会が定める監査役規則、監査役監査基準等に基づき独立性と透明性を確保しつつ、経営監視体制とコーポレートガバナンスの強化を図る。
- ② 監査役は業務監査室等と適宜、意見交換を行い、監査機能の有効性、効率性を高めるため、相互に連携を行う。
- ③ 監査役は当社の会計監査人と随時情報交換を行い、相互補完と連携を強化する。
- ④ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性と適正性を確保し、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し運用する体制を構築、維持する。

代表取締役社長並びに取締役会は財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、その整備状況及び運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行う。そのため、代表取締役社長が直轄する業務監査室が内部監査を実施し代表取締役社長並びに取締役会に報告する。

#### (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

過去に発生した海外子会社における不適切な取引行為等を教訓に、当社はコンプライアンス、内部統制の強化に取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症への対策のため、一昨年に代表取締役社長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し継続的に対応しております。今後も、内部管理体制の強化及びコーポレートガバナンスの充実に継続的かつ実効的に取り組んでまいります。なお、当事業年度の主な運用状況は次のとおりです。

##### ① コンプライアンスに対する取り組み

当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に従って行動するよう「私たちの行動規準」をはじめとした社内規程の周知を図っております。また、当社及びグループ会社を対象として、「内部通報制度規程」を定め、内部通報体制を構築しております。リスクマネジメント委員会、外部顧問弁護士、監査役会等に窓口を設置し、運用しております。「私たちの行動規準」「内部通報制度」に関する小冊子を作成し、従業員等の入社時に配布・教育を行い、従業員一人ひとりに対し周知の徹底を図りコンプライアンスの強化に取り組みました。

##### ② 職務執行の適正性や効率性

取締役会は社外取締役1名を含む取締役8名で構成されております。当事業年度において取締役会を17回開催し、会社の重要事項について法令及び定款に基づき審議、決定しています。また、当社役員及びグループ各社取締役、各部門の長による経営会議を12回開催して、各議案・報告について審議し、業務の執行状況の監督を行っており、取締役の相互監視機能の強化を図っております。

当社は、取締役又は使用人の職務執行に係る重要な決定事項の議事録（株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等）並びに情報を法令及び文書管理規程に則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

##### ③ リスク管理体制

2020年3月に設置した新型コロナウイルス対策本部において、当事業年度も継続的な活動を行ってまいりました。具体的には対外的な情報収集、感染発生に備えた行動指針の策定、感染時等の感染拡大を抑止する休暇制度の整備等を行い、積極的に社内に情報を発信し、従業員等における新型コロナウイルス感染防止の啓蒙を行うとともに、従業員等が介在する感染拡大の防止に努めました。

また、2022年6月1日から施行される改正公益通報者保護法に対応するため、内部通報制度規程の改定手続きを進めました。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆様の意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付の中には当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大量買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1907年（明治40年）に皮革生産の国産化を促進し、皮革の国内自給体制の確保を目的に設立され、皮革産業を通じて経済の進展と国民生活の向上に寄与してまいりました。

当社は、「確かな技術を基に、『お客さまのニーズ』に合致する高品質の製品を提供し、『顧客満足度』を高めること」を通じて、企業の存在価値と企業価値の向上に継続的に取組み、社会的貢献と企業の利益創出の同時実現を目指して、社会の信頼を確保することを経営理念としております。「企業価値の向上」を実現するため、長年にわたり差別性の高い高付加価値商品の研究開発と製品化に経営資源を重点投入しており、その結果は、コラーゲン・ケーシング、コラーゲン化粧品、医薬用コラーゲン・ペプチド等々として、当社事業の根幹を形成するに至っております。また、この経営のベースとなったのは長い期間をかけて築きあげてきたお客様始め取引先等のステークホルダーとの密接な信頼関係であり、その維持・向上が今後とも大切であると考えております。当社は今後とも、「品質」にこだわり、ステークホルダーの皆様とともに歩むという一貫した思想のもと、当社の強みであるバイオマトリックス研究をさらに深耕させ、様々な高機能商品の開発を推進することで、事業領域の拡大と高収益体質化を図り、企業価値の最大化を目指してまいります。

(3) 「当社株式の大量買付行為への対応策」(以下「本プラン」という。)の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2021年6月29日開催の当社第174回定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただき本プランを継続導入しております。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の「IR情報」の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の継続について」(2021年5月25日付)のお知らせをご参照ください。

(アドレス [https://www.nippi-inc.co.jp/IR\\_info/tabid/62/Default.aspx](https://www.nippi-inc.co.jp/IR_info/tabid/62/Default.aspx))

(4) 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

前記(2)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。また、前記(3)に記載した本プランは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に本プランは、当社株式に対する大量買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。また、本プランを適正に運用し、本プランの対抗措置の発動において当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止する目的で、当社取締役会の同発動に係る重要な判断の際には、当社の業務執行から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。

本プランの有効期間は3年間であり、有効期間中であっても、当社株主の皆様のご利益の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの廃止又は変更を行うことができます。また、大量買付ルールの設定、特別委員会の設置等、本プランの内容が公正性・客観性が担保される工夫がなされていることで株主の皆様のご利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,005</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,919</b>
現金及び預金	6,794	支払手形及び買掛金	6,660
受取手形及び売掛金	7,862	短期借入金	1,950
商品及び製品	7,176	1年内返済予定の長期借入金	4,289
仕掛品	630	1年内償還予定の社債	100
材料及び貯蔵品	1,354	リース債務	52
未収還付法人税等	488	未払法人税等	143
未収消費税等	192	未払消費税等	42
その他の貸倒引当金	548	賞与引当金	439
	△42	役員賞与引当金	41
<b>固定資産</b>	<b>43,410</b>	その他の負債	2,199
<b>有形固定資産</b>	<b>39,184</b>	<b>固定負債</b>	<b>18,501</b>
建物及び構築物	8,255	社債	100
機械装置及び運搬具	1,236	長期借入金	9,659
土地	28,522	長期未払金	488
リース資産	50	リース債務	71
建設仮勘定	934	繰延税金負債	1,568
その他の無形固定資産	185	再評価に係る繰延税金負債	3,644
<b>無形固定資産</b>	<b>268</b>	役員退職慰労引当金	572
リース資産	67	退職給付に係る負債	2,174
その他の投資その他の資産	201	資産除去債務	6
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,958</b>	その他の負債	216
投資有価証券	3,414	<b>負債合計</b>	<b>34,421</b>
長期貸付金	16	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	74	<b>株主資本</b>	<b>24,673</b>
破産更生債権等	3	資本金	4,404
退職給付に係る資産	77	資本剰余金	1,930
その他の貸倒引当金	438	利益剰余金	18,377
	△67	自己株式	△38
<b>繰延資産</b>	<b>0</b>	その他の包括利益累計額	8,738
		その他有価証券評価差額金	656
		繰延ヘッジ損益	64
		土地再評価差額金	7,806
		為替換算調整勘定	344
		退職給付に係る調整累計額	△133
		<b>非支配株主持分</b>	<b>583</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>33,996</b>
<b>資産合計</b>	<b>68,417</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>68,417</b>

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

科 目	金 額 (百万円)
売上	39,349
上 原	29,454
上 総 利 管 理	<b>9,894</b>
費 業 外 収 利	8,135
業 外 収 利	<b>1,759</b>
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	2
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	81
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	57
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	6
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	43
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	191
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	129
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	22
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	12
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	10
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	174
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	<b>1,776</b>
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	10
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	12
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	9
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	79
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	1
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	1
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	30
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	121
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	<b>1,677</b>
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	360
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	147
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	508
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	<b>1,169</b>
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	24
受 受 取 取 配 収 利 息 金 益 入	<b>1,144</b>

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,404	1,930	17,548	△38	23,845
会計方針の変更による累積的影響額			△114		△114
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,404	1,930	17,434	△38	23,730
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△201		△201
親会社株主に帰属する当期純利益			1,144		1,144
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	943	△0	943
当 期 末 残 高	4,404	1,930	18,377	△38	24,673

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	807	28	7,806	101	△179	8,564	556	32,966
会計方針の変更による累積的影響額								△114
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	807	28	7,806	101	△179	8,564	556	32,851
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△201
親会社株主に帰属する当期純利益								1,144
自 己 株 式 の 取 得								△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△151	35		243	46	173	27	201
当 期 変 動 額 合 計	△151	35	-	243	46	173	27	1,144
当 期 末 残 高	656	64	7,806	344	△133	8,738	583	33,996

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額 (百万円)	科 目	金 額 (百万円)
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,317</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,165</b>
現金及び預金	2,615	支払手形	3,485
受取手形	740	買掛金	1,169
電子記録債権	6	短期借入金	1,300
売掛金	4,463	1年内返済予定の長期借入金	4,002
商品及び製品	4,646	未償付金	252
仕掛品	562	賞与引当金	329
材料及び貯蔵品	1,327	役員賞与引当金	18
未収消費税等	143	その他	1,606
未収法人税等	488	<b>固定負債</b>	<b>17,170</b>
その他金	338	長期借入金	8,926
貸倒引当金	△15	長期未払金	488
<b>固定資産</b>	<b>43,400</b>	繰延税金負債	1,557
<b>有形固定資産</b>	<b>38,119</b>	再評価に係る繰延税金負債	3,644
建物及び構築物	7,578	退職給付引当金	1,805
機械装置及び運搬具	1,148	役員退職慰労引当金	312
土地	28,302	その他	435
建設仮勘定	934	<b>負債合計</b>	<b>29,335</b>
その他	155	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>62</b>	<b>株主資本</b>	<b>20,926</b>
投資その他の資産	5,218	資本金	4,404
投資有価証券	3,253	資本剰余金	1,186
関係会社株式	911	資本準備金	1,186
関係会社出資金	933	利益剰余金	15,374
前払年金費用	48	利益準備金	165
その他	119	その他利益剰余金	15,209
貸倒引当金	△47	買換資産圧縮積立金	1,549
		別途積立金	806
		繰越利益剰余金	12,853
		<b>自己株式</b>	<b>△38</b>
		評価・換算差額等	8,455
		その他有価証券評価差額金	649
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	7,806
<b>資産合計</b>	<b>58,717</b>	<b>純資産合計</b>	<b>29,382</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>58,717</b>

## 損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

科 目	金 額 (百万円)
売上	24,831
売上原価	18,608
売上総利益	6,222
販売費及び一般管理費	4,828
営業利益	1,393
受取利息	0
受取配当金	154
受取雑益	42
営業外収入	31
営業外費用	228
支払利息	113
支払形売却損	22
支払手損料	12
支払雑損失	1
経常利益	150
特別利益	1,471
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	12
特別損失	16
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	79
出資金評価損	0
会員権評価損	1
土地開発関連費用	30
当期純利益	112
法人税、住民税及び事業税	199
法人税等調整額	179
当期純利益	378
	996

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,404	1,186	1,186	165	1,549	806	12,172	14,693	△38	20,245	
会計方針の変更による累積的影響額							△114	△114		△114	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,404	1,186	1,186	165	1,549	806	12,058	14,578	△38	20,131	
当期変動額											
剰余金の配当							△201	△201		△201	
当期純利益							996	996		996	
自己株式の取得									△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	795	795	△0	795	
当期末残高	4,404	1,186	1,186	165	1,549	806	12,853	15,374	△38	20,926	
	評価・換算差額等						純資産合計				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額	評価・換算 金	評価・換算 差額等	合計					
当期首残高	799	△9	7,806	8,596	28,842						
会計方針の変更による累積的影響額					△114						
会計方針の変更を反映した 当期首残高	799	△9	7,806	8,596	28,728						
当期変動額											
剰余金の配当					△201						
当期純利益					996						
自己株式の取得					△0						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△150	8		△141	△141						
当期変動額合計	△150	8	-	△141	653						
当期末残高	649	△0	7,806	8,455	29,382						

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ニッピ  
取締役会 御中アーク有限責任監査法人  
東京オフィス指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤 本 幸 宏  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッピの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッピ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社ニッピ  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 米 倉 礼 二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 本 幸 宏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッピの2021年4月1日から2022年3月31日までの第175期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会 に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会 に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第175期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、新型コロナウイルス感染症に対する対応策として電話回線又はインターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議にオンライン形式による会議も含めて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、内部監査部門、会計監査人と適切な連携を図り取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み（株式会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの運用に関しては継続的に改善が図られていることを確認しており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社ニッポ 監査役会

常 勤 監 査 役 伊 藤 政 人 ㊟

常 勤 監 査 役 吉 田 安 ㊟

社 外 監 査 役 早 山 徹 ㊟

社 外 監 査 役 大 倉 喜 彦 ㊟

以 上





# 株主総会会場ご案内図



## 会場

東京都足立区千住緑町一丁目1番1号  
**当社本店1階ホール**  
電話 03-3888-5111 (代表)

## 交通

京成本線 千住大橋駅 徒歩6分  
(駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮願います。)



UD FONT